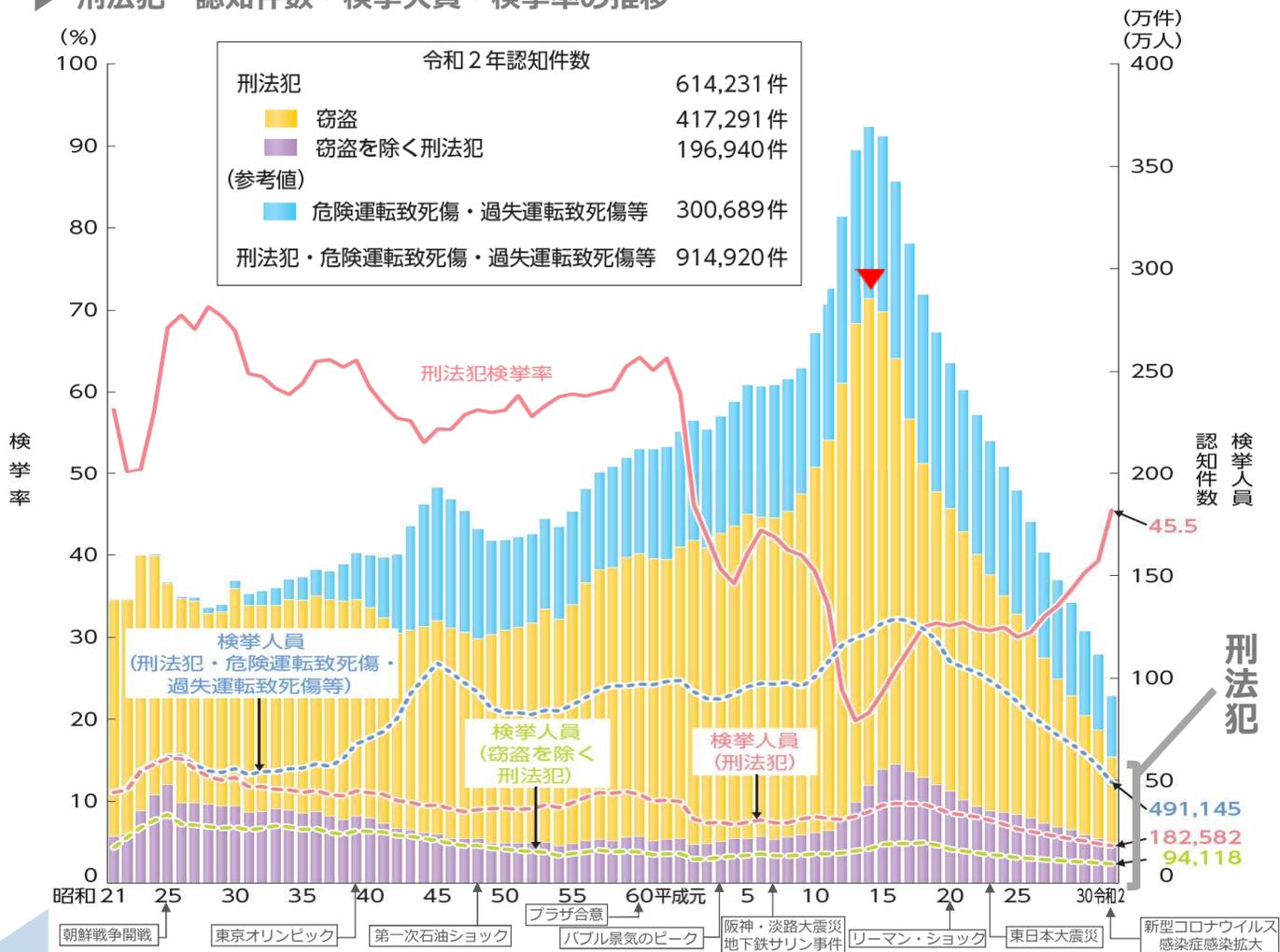


令和3年版 犯罪白書の概要

▶ 刑法犯 認知件数・検挙人員・検挙率の推移



刑法犯の動向

刑法犯の認知件数は、平成14年(285万4,061件)をピークに18年連続で減少。令和2年は61万4,231件(前年比17.9%減)と戦後最少を更新。

窃盗

平成15年以降、減少。令和2年(前年比21.6%減)も戦後最少を更新。刑法犯の認知件数の7割近くを占める。

粗暴犯

傷害：認知件数 1万8,963件(前年比10.5%減) 平成16年以降、減少傾向。
暴行：認知件数 2万7,637件(前年比8.7%減) 平成18年以降、高止まりの状況にあったが、令和2年は大きく減少。

性犯罪

強制性交等：認知件数 1,332件(前年比5.2%減) 平成29年以降、増加傾向にあったが、令和2年は減少。
強制わいせつ：認知件数 4,154件(前年比15.2%減) 平成26年以降、減少。

少年による刑法犯

検挙人員 平成16年以降、減少

令和2年は2万2,552人(前年比13.5%減)

人口比 低下傾向(令和2年はピークである昭和56年の約7分の1)

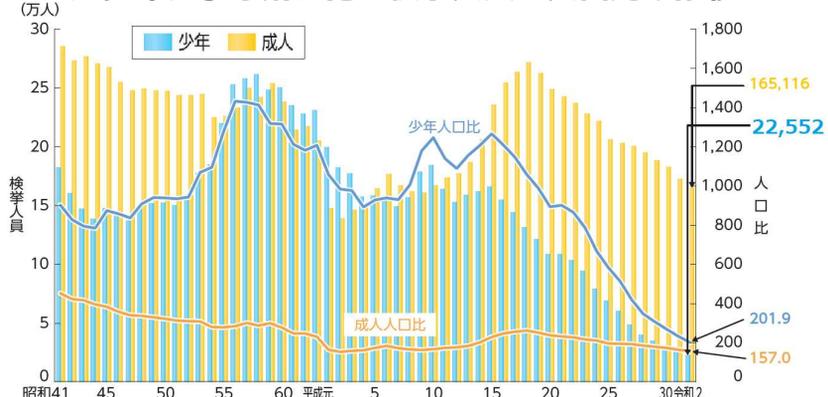
成人人口比に比して高いが、その差は減少傾向

令和2年検挙人員(人口比)

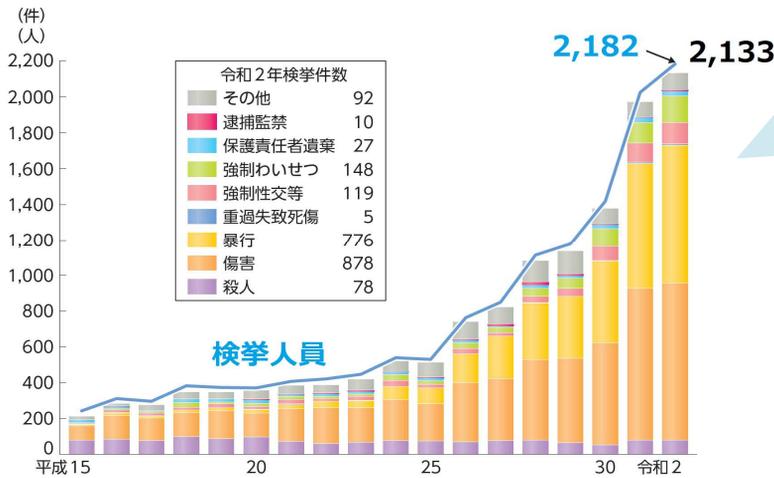
年長少年：5,785人(238.1) 中間少年：7,181人(314.4)

年少少年：4,500人(207.0) 触法少年：5,086人(118.7)

▶ 少年による刑法犯 検挙人員・人口比の推移



▶ 児童虐待に係る事件 検挙件数・検挙人員の推移（罪名別）



児童虐待

検挙件数

平成26年以降、大きく増加
令和2年（前年比8.2%増）は平成15年の約10.1倍

罪名別（検挙件数）

暴行や強制わいせつが顕著に増加

加害者（検挙人員）

父親等の割合が71.4%
殺人・保護責任者遺棄では、母親等の割合が72.8%・62.5%

配偶者間暴力

配偶者暴力防止法違反（検挙件数）

平成27年以降、減少傾向
令和2年は76件（前年比5件増）

他法令（検挙件数）

令和2年は8,702件 平成22年の約3.7倍

被害者

令和2年は総数の76.4%が女性
被害者と加害者の関係では、婚姻関係が全体の74.8%

ストーカー犯罪

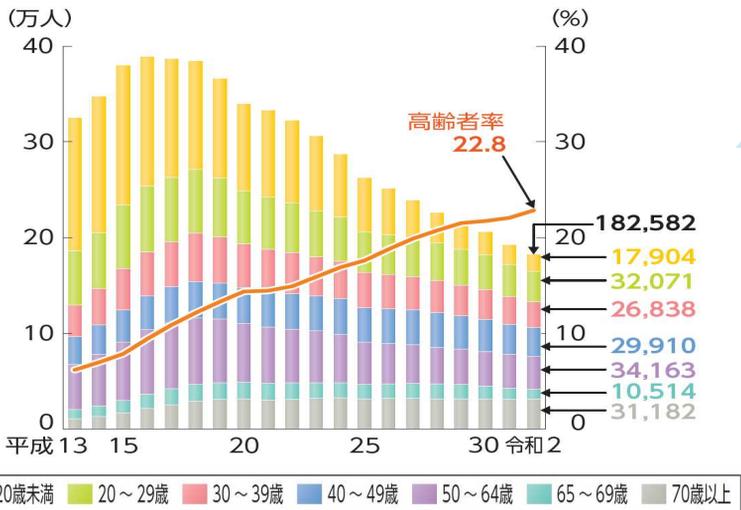
ストーカー規制法違反（検挙件数）

令和2年は985件（前年比14.0%増、平成23年の約4.8倍）

他法令（検挙件数）

令和2年は1,518件（前年比1.8%増、平成23年の約1.9倍）

▶ 刑法犯 検挙人員（年齢層別）・高齢者率の推移



高齢者犯罪

高齢者の刑法犯検挙人員

平成28年以降減少
令和2年は前年比1.8%減
高齢者率は、ほぼ一貫して上昇
令和2年は前年比0.8pt上昇
74.8%が70歳以上の者

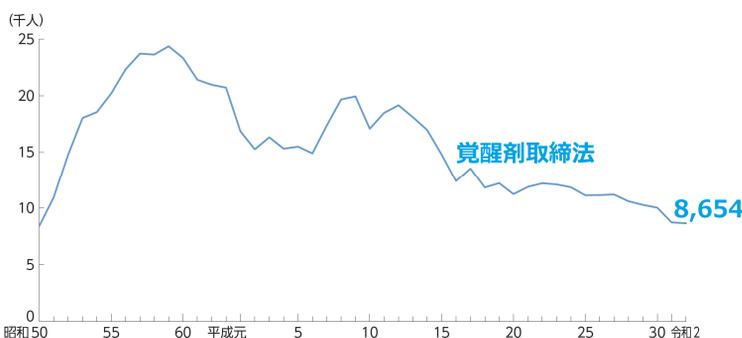
女性高齢者の刑法犯検挙人員

令和2年は1万3,291人（前年比2.2%減）
高齢者率34.1%
81.5%が70歳以上の者

罪名別

全年齢層に比べて、窃盗の割合が高い
特に、女性は約9割が窃盗（その約8割が万引き）

▶ 覚醒剤取締法違反 検挙人員の推移

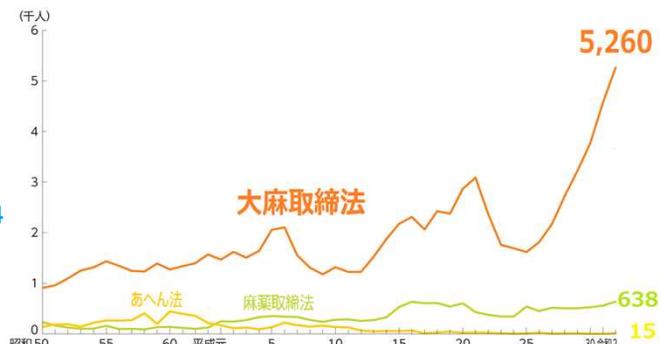


薬物犯罪

覚醒剤取締法違反（検挙人員）

平成13年以降、減少傾向
令和元年以降、2年連続で1万人を下回る
令和2年は前年比0.9%減

▶ 大麻取締法違反等 検挙人員の推移

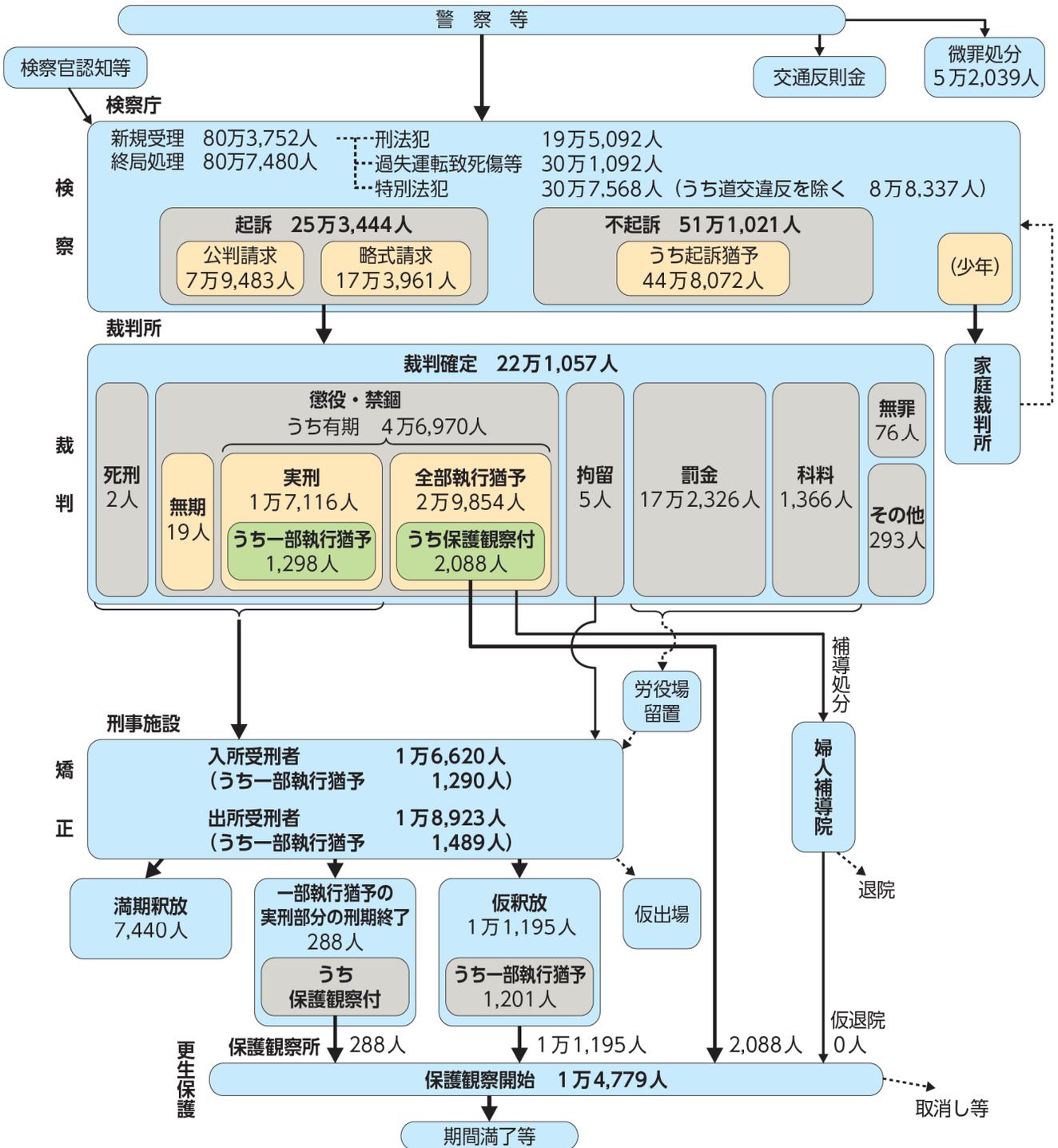


大麻取締法違反（検挙人員）

令和2年は前年比15.1%増
平成26年以降、20歳未満及び20代は増加

犯罪者処遇の概要

(令和2年)



[裁判]

裁判確定人員

前年比10.0%減
(最近10年間でおおむね半減)

裁判員裁判

第一審判決人員 905人

全部執行猶予者の保護観察率

7.0% (前年比0.2pt低下)

[矯正・更生保護]

入所受刑者人員

前年比4.8%減 (戦後最少を更新)

刑事施設の年末収容人員 (受刑者)

3万9,813人 (前年末比4.9%減)

収容率 (既決)

57.7% (前年末比2.9pt低下)

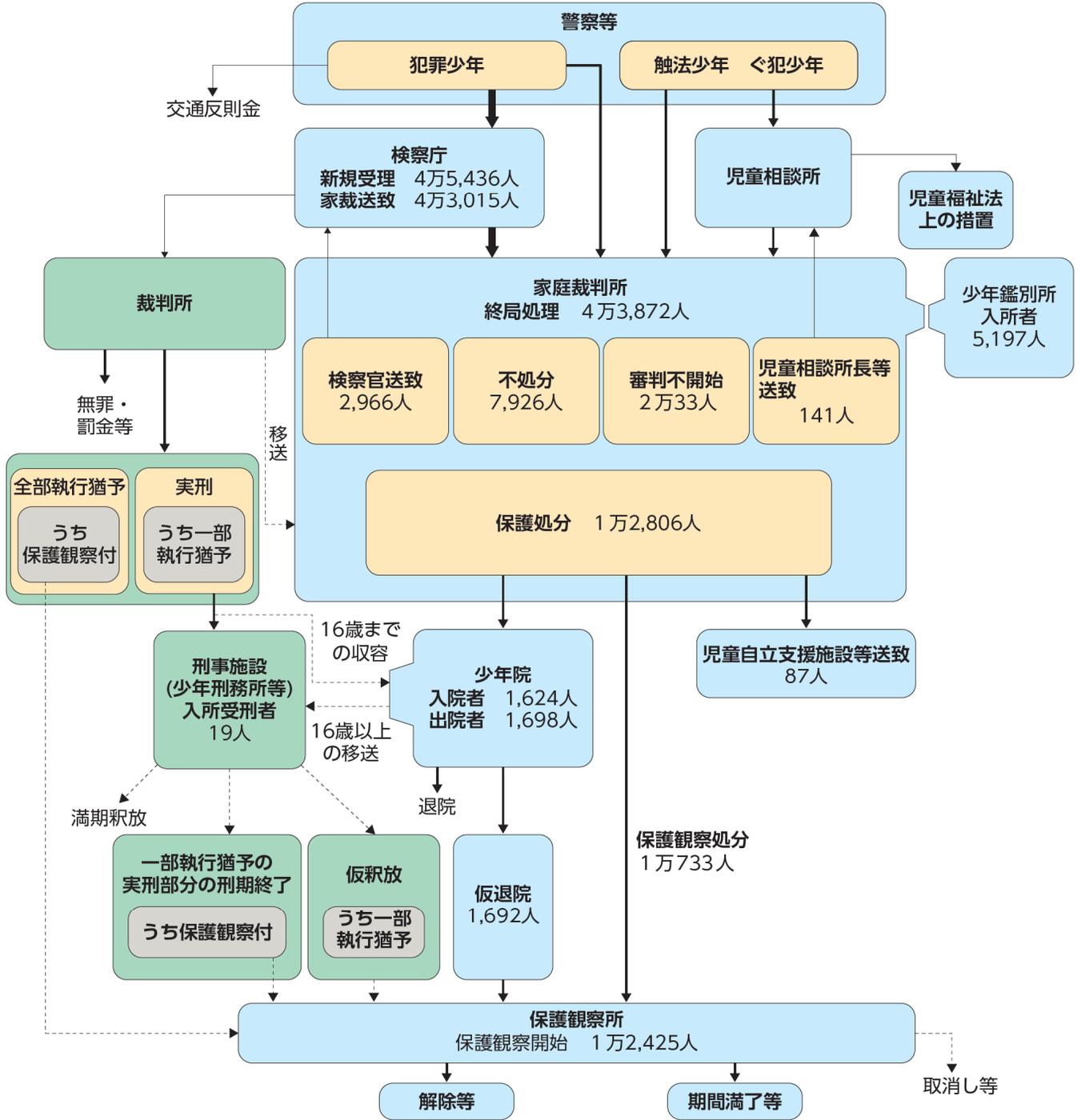
女性は70.4%

仮釈放率

59.2% (前年比0.8pt上昇)

非行少年処遇の概要

(令和2年)



[検挙人員]

刑法犯 2万2,552人 (前年比13.5%減。平成16年以降, 減少し続ける) 窃盗が1万2,514人と最も多い

特別法犯 5,022人 (前年比10.2%増) 軽犯罪法違反が1,229人と最も多い

[少年院入院者]

1,624人 (前年比6.0%減。平成13年以降, 減少傾向) うち女子137人

※年齢層別構成比

年少少年 (14歳以上16歳未満) 8.7%
 中間少年 (16歳以上18歳未満) 35.9%
 年長少年 (18歳以上20歳未満) 55.4%

新型コロナウイルス感染症関連

※過去のデータと比較・検討する過程を通し、新型コロナウイルス感染症が与えた影響が間接的に浮き彫りになるように試みるとともに、同感染症の感染拡大下での処遇の状況について紹介した。

過去データとの比較（掲載例）

認知件数	平成27年～令和元年	令和2年
刑法犯全体	前年比平均9.2%で減少	前年比17.9%減
窃盗	前年比8.5～11.2%の幅で減少	前年比21.6%減
侵入窃盗	前年比4.4～14.2%の幅で減少	前年比23.7%減
乗り物盗	前年比10.0～13.4%の幅で減少	前年比27.8%減
傷害	前年比平均4.5%で減少	前年比10.5%減
交通事故発生件数	前年比5%台～11%台で減少	前年比18.9%減

一方で、児童虐待、サイバー犯罪のように感染症感染拡大下でも増加している犯罪もあり

感染症感染拡大下における処遇

刑事施設

- ・「矯正施設における新型コロナウイルス感染症感染防止対策ガイドライン」に基づいた取組
- ・布マスク・医療用ガウンの制作

少年院

- ・感染症感染拡大防止に配慮した教育活動（好事例としてのサッカー教室）

更生保護

- ・面接・専門的処遇プログラム実施時の感染防止対策（必要性・緊急性に応じた柔軟な対応）
- ・更生保護施設における感染症対策（感染者発生を想定した職員体制構築）
- ・更生保護女性会によるマスクの制作・寄贈
- ・BBS定例会をオンラインで開催→交流拡大

新型コロナウイルス感染症に関連する詐欺事犯

感染症に関連した特殊詐欺（令和2年）

認知件数：55件
被害額：約1億円

持続化給付金に係る詐欺（令和3年7月末現在）

検挙件数：1,445件
立件額：約14億4,200万円

京都コンGRESS

概要

●経緯

令和2年3月4月からの開催を予定していた第14回コンGRESSの**開催延期**発表

令和3年3月第14回コンGRESSが**京都で開催**
⇒ 第4回コンGRESSから**およそ50年ぶり**の我が国での開催

●コロナ禍における新たな形の国際会議

- ・ハイブリッド方式（オンライン参加と議場参加の併用）
- ・厳格な感染予防措置
⇒ **過去最多**となる152の国と地域から約5,600人の参加登録

●全体テーマ

2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進

各種イベント

●全体会合

●ワークショップ

【コラム】ワークショップ2「再犯防止：リスクの特定とその対策」

●アンシラリーミーティング

【コラム】世界保護司会議と京都保護司宣言

【コラム】アンシラリーミーティング

「実社会に役立つ研究」

●展示

会場・オンライン

●京都コンGRESS・ユース

フォーラム【コラム】



成果

●京都宣言

犯罪防止の推進、法の支配の推進 など

●日本政府としての発信

特集 詐欺事犯者の実態と処遇

詐欺事犯の動向

詐欺

認知件数・検挙件数・検挙率の推移



認知件数

平成15・16年に**大きく増加**
17年に約8万6,000件
18年から23年まで減少
その後の増加傾向を経て、
30年から減少
刑法犯総数の5.0%(令和2年)

認知件数

上位3手口 (令和2年)

売付け	20.0%
無銭	11.3%
留守宅	8.3%

注

売付け：売付けを口実として品金をだまし取るもの
無銭：人を欺いて飲食、宿泊、乗車等し、不法の利益を得るもの
留守宅：留守宅を訪れ、口実を設けて留守家族等から品金をだまし取るもの

検挙事件 (令和2年)

共犯率が著者に高い (詐欺：38.7%，刑法犯総数：13.4%)
共犯事件であるが、共犯者の人数が明らかでないものの構成比が高い (詐欺：20.0%，刑法犯総数：3.9%)

特殊詐欺

被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座へ振り込ませるなどの方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪(恐喝及び窃盗を含む)の総称

■平成15年夏頃からオレオレ詐欺によるものが目立ち始める

※この資料では、オレオレ詐欺(預貯金詐欺を含む)、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金詐欺を「4類型」と表記

認知件数・検挙件数・検挙率の推移



認知件数

平成16年に約2万5,700件
21年に大きく減少
23年から29年まで増加
30年から減少

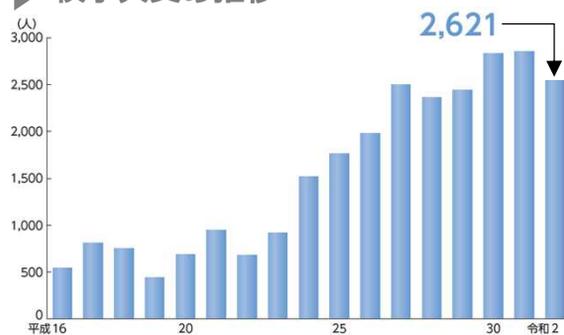
検挙件数 (令和2年)

平成16年以降最多

認知件数 上位3類型 (令和2年)

オレオレ詐欺	6,407件
キャッシュカード詐欺盗	2,850件
架空料金請求詐欺	2,010件

検挙人員の推移



検挙人員 (令和2年)

約7割を若年者層(30歳未満)が占める (4類型に限る)

約15%を暴力団構成員等が占める (刑法犯総数：4.1%)

被害者の男女別・年齢層別認知件数構成比 (令和2年)



被害者 (令和2年)

73.6%が女性
85.7%が高齢者(65歳以上)

実質的な被害総額 (令和2年)

約285億円

注 現金被害額に、詐欺又は窃取されたキャッシュカードを使用してATMから引き出された額を加えた額

官民を挙げた特殊詐欺対策

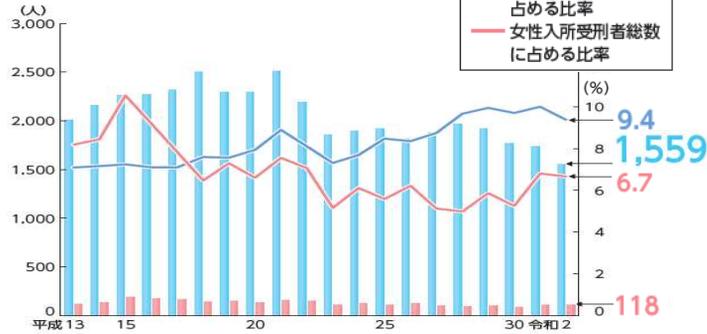
- ・犯行ツールとなり得る携帯電話・預貯金口座の不正利用防止
- ・金融機関その他事業者との連携
- ・国民から寄せられた情報の活用(「だまされた振り作戦」など)
- ・地方公共団体の取組(被害防止等を目的とする条例の制定など)
- ・広報啓発活動の推進

更なる対策の推進が必要

詐欺事犯者の処遇

矯正

詐欺 入所受刑者人員の推移



入所受刑者

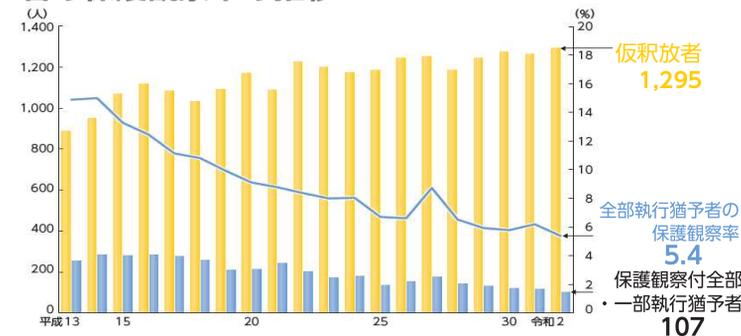
平成29年以降減少
令和2年は、1,559人（前年比10.8%減）
30歳未満の者の構成比が上昇傾向（令和2年は**31.2%**）
初入者の占める割合が高い

特殊詐欺事犯者に対する再犯防止指導

事件に至るまでの自己の問題点等の振り返りや健全な金銭感覚・職業観を身に付けさせることを目的として作成された視聴覚教材とワークブックを活用

更生保護

詐欺 保護観察開始人員の推移・全部執行猶予者の保護観察率の推移



仮釈放者

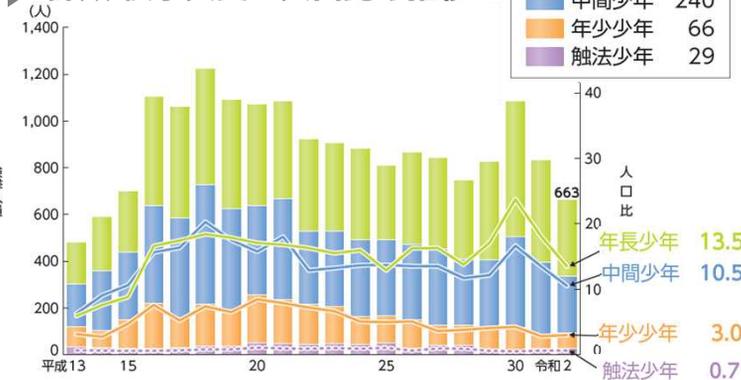
平成22年以降おおむね**1,200人前後**で推移
仮釈放率
平成22年から**上昇傾向**
令和2年（71.7%）は、出所受刑者全体と比べて**12.5pt高い**
保護観察付全部・一部執行猶予者
おおむね減少傾向
全部執行猶予者の保護観察率
平成14年をピークに低下傾向

令和3年から、保護観察類型に「**特殊詐欺類型**」を追加。最新の知見に基づく、より効果的な処遇を実施

- 自己の責任を自覚させ、被害者の苦しみに思いを巡らせることが重要
- 被害者への具体的・現実的な弁償計画を立て、弁償の着実な実行に向けた努力を行わせるような指導監督も重要

少年による詐欺

詐欺 検挙人員・人口比の推移



検挙人員

平成16年に**大きく増加**、18年には1,224人
19年から28年まで減少傾向
30年（1,087人）にも増加、その後減少
年長少年が約半数（令和2年）

少年による特殊詐欺

検挙人員（令和2年、4類型に限る）
年長少年 209人
中間少年 124人
年少少年 12人

詐欺 少年保護事件 終局処理人員の処理区別構成比（令和2年）



少年院

- 施設の実情に応じた**特殊詐欺再非行防止指導**の取組を実施
例：「特殊詐欺少年に対する鑑別・指導の手引」（東京矯正管区）
- 各都道府県警察とも連携

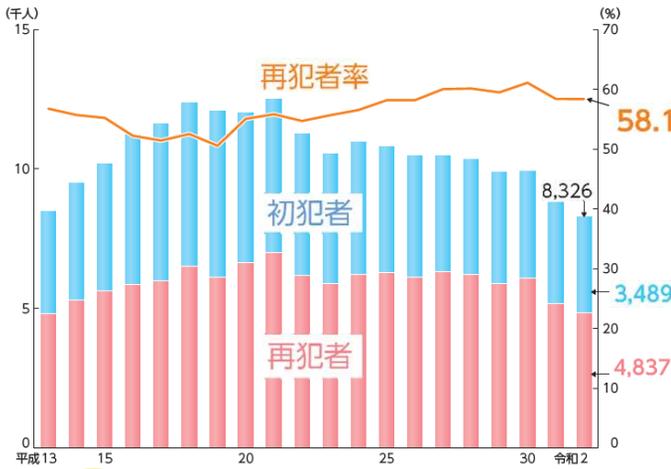
保護観察

- 令和3年から、保護観察処分少年・少年院仮退院者についても、「**特殊詐欺類型**」を追加

再犯・再非行

再犯者率・再非行少年率

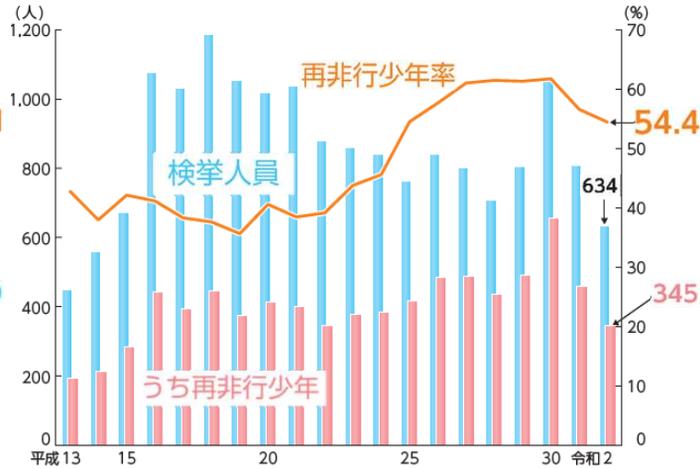
▶ 詐欺 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移



再犯者率

刑法犯検挙人員総数よりも一貫して高く、令和2年(58.1%)は、**9.0pt高い**

▶ 詐欺 検挙人員中の再非行少年の人員・再非行少年率の推移

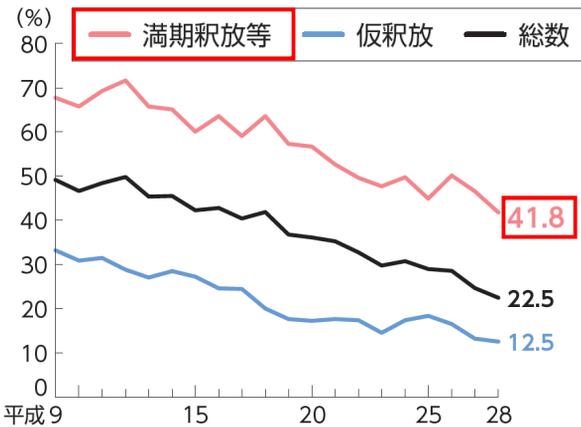


再非行少年率

少年の刑法犯検挙人員総数よりも**顕著に高く**、令和2年(54.4%)は、**19.7pt高い**

再入率

▶ 詐欺 出所受刑者の出所事由別5年以内再入率の推移



出所受刑者

出所受刑者の5年以内再入率は、**低下傾向**
 満期釈放者等：平成12年71.6% → 28年41.8%
 仮釈放者：平成9年33.2% → 28年12.5%
 (平成28年出所受刑者総数の5年以内再入率：満期釈放者等47.3%、仮釈放者29.0%)

満期釈放者等の再入率は、仮釈放者よりも相当に高い

満期釈放者等の再犯防止対策が必要

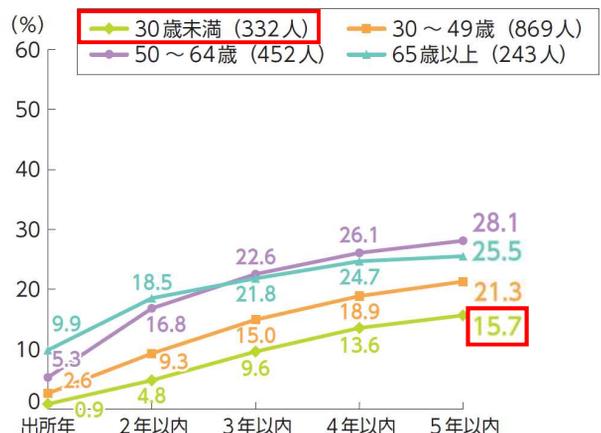
▶ 詐欺 出所受刑者(平成28年)の5年以内再入率

(入所度数別)



3度以上の者は、2度の者よりも相当高い

(年齢層別)



30歳未満の者は、他の年齢層と比較して最も低い

特別調査 - 詐欺事犯者の特徴 -

調査の概要

▶ 全対象者調査（詐欺事犯者の全国規模の調査）

- 全国の地方裁判所における裁判書等の資料による調査
- 平成28年1月～3月に詐欺による有罪判決を受け、その後確定した者 1,343人（男性1,189人、女性154人）

▶ 確定記録調査（特殊詐欺事犯者の詳細な調査）

- 東京、横浜、さいたま、千葉の各地裁での刑事確定記録等の調査
- 全対象者のうち、犯行の手口に特殊詐欺が含まれている者 202人（全対象者の犯行の手口が特殊詐欺の者のうち、49.5%）

▶ 再犯に関する調査

① 全対象者の再犯状況（4年以内）

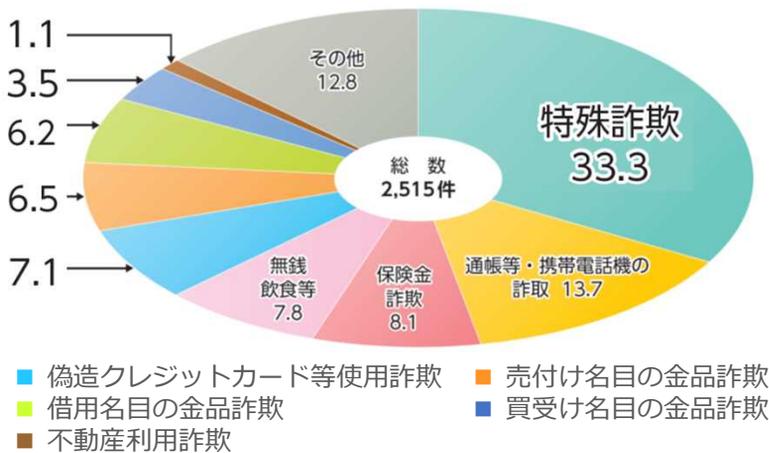
- 判決言渡し後4年経過時点で受刑中の者等を除く、1,231人（男性1,083人、女性148人）

② 全部執行猶予者の再犯調査

- 裁判書等の資料による再犯状況に関する調査
- 全部執行猶予者（646人）のうち、平成31年3月までの約3年間における再犯者 84人（男性79人、女性5人）

全対象者調査の結果

▶ 調査対象事件 犯行の手口別構成比



注 保険金詐欺：生活保護、年金、給付金、診療報酬等の不正受給を含む。
無銭飲食等：無銭飲食、無銭宿泊及び無賃乗車（以下同様）。

詐欺の事件数（延べ件数）

■ 2,515件

犯行の手口 ※ 上位4項目

- ① 特殊詐欺（33.3%）
- ② 通帳等・携帯電話機の詐取（13.7%）
- ③ 保険金詐欺（8.1%）
- ④ 無銭飲食等（7.8%）

● 通帳等・携帯電話機の詐取も上位

⇒ 特殊詐欺を助長しうる手口にも、犯罪収益移転防止法等の各種法令を駆使した取締りが必要

▶ 調査対象事件 共犯率・共犯者数別構成比



▶ 調査対象事件 氏名不詳の共犯者の有無別構成比



共犯関係

- 共犯率：特殊詐欺（99.8%）
無銭飲食等（5.1%）
- 氏名不詳の共犯者：
特殊詐欺（91.1%）
無銭飲食等（20.0%）

- 特殊詐欺に加担しておきながら、検挙を免れている者がいる実態
- 犯行グループの全容解明に至っていない事件が多数

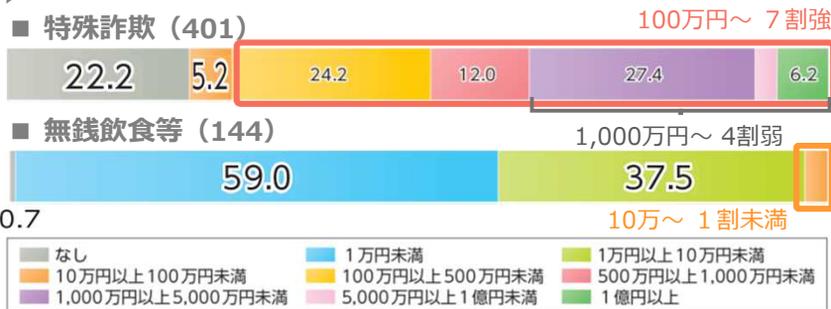
⇒ 主犯・指示役の検挙のため、通常の突き上げ捜査に加えて、種々の制度（通信傍受等）の活用等が重要

▶ 全対象者 属性等別人員（総数・犯行の手口別）

区分	総数	特殊詐欺	無銭飲食等
年齢層			
30歳未満	32.2%	56.6%	11.1%
30～39歳	25.8%	28.2%	20.8%
40～49歳	20.0%	10.0%	22.2%
50～64歳	16.6%	4.7%	34.7%
65歳以上	5.4%	0.5%	11.1%
無職	58.5%	63.7%	92.3%
住居なし	19.9%	15.3%	60.4%
前科なし	52.9%	63.6%	16.0%

注 犯行の手口別に見るときは、異なる手口により2件以上の詐欺を行っていた者を除く（以下同様）。

▶ 全対象者 詐欺被害額別構成比（犯行の手口別）

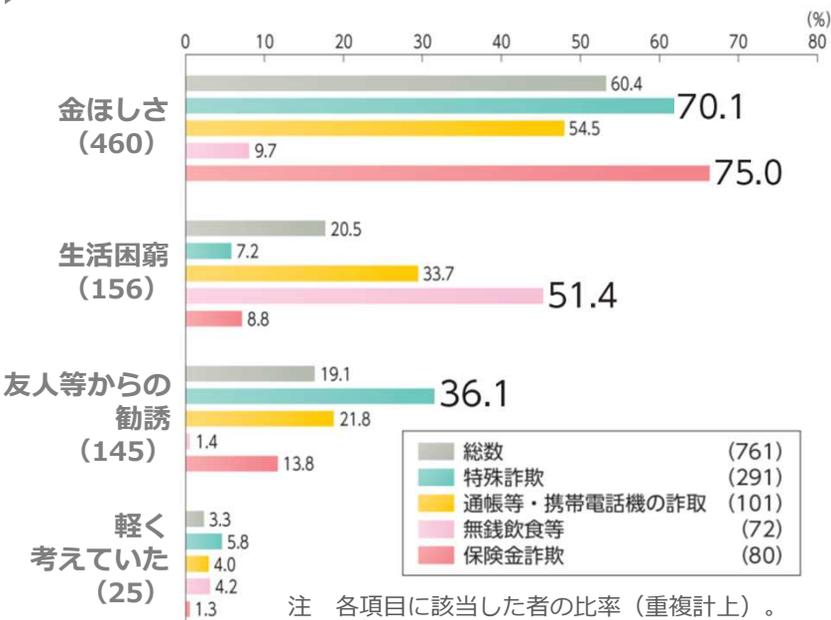


▶ 全対象者 被害回復・示談別構成比



注 既遂事件を行なった者に限る。

▶ 全対象者 犯行動機・理由（総数・犯行の手口別）



年齢層（犯行時）

特殊詐欺：30歳未満・30歳代の者が大多数
無銭飲食等：50～64歳の者が最も高い
65歳以上の者も11.1%

就労状況

- 無職
総数 < 特殊詐欺 < 無銭飲食等

居住状況

- 住居なし
特殊詐欺 < 総数 < 無銭飲食等

前科

- 前科なし：特殊詐欺 > 無銭飲食等
- 同種前科の回数
無銭飲食等は2割弱が5回以上

詐欺被害額

特殊詐欺：100万円以上が7割強
1,000万円以上が4割弱
無銭飲食等：10万円未満がほとんど

被害回復・示談

被害回復・弁償なし：約3分の1

科刑状況

※ いずれも約3割
特殊詐欺：2年以上3年以下(全部執行猶予)
2年以上3年以下(全部実刑)
無銭飲食等：1年以上2年未満(全部実刑)

犯行動機・理由 ※特に該当者の多い項目

- 犯行の手口別
 - ① 金ほしさ：保険金詐欺
特殊詐欺
 - ② 生活困窮：無銭飲食等
 - ③ 友人等からの勧誘：特殊詐欺
- 年齢層別
 - ① 金ほしさ：すべての年齢層で最も高い
 - ② 生活困窮：50～64歳（33.6%）
65歳以上（32.1%）
 - ③ 友人等からの勧誘：30歳未満(26.1%)

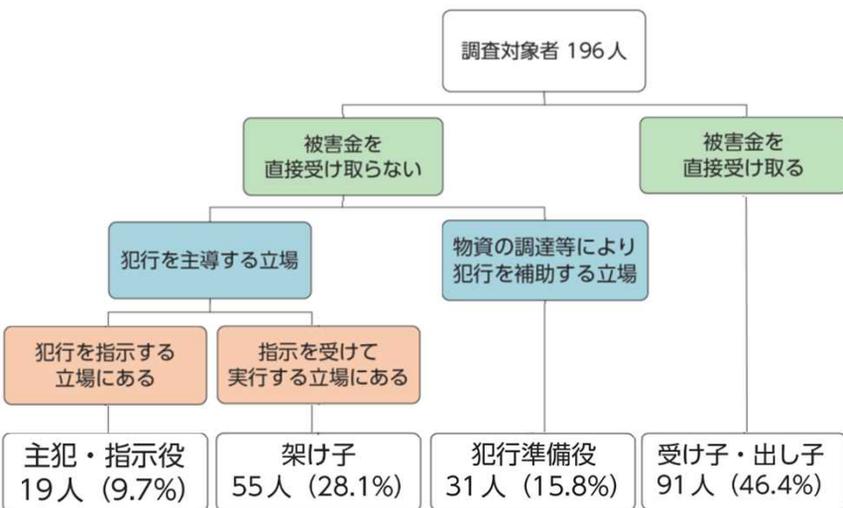
— 特殊詐欺事犯者の実像 —

- ・若年層の男性
- ・就労-不安定・金ほしさ等が契機
- ・前科少ない
- ・住居-安定
- ・被害額は高額

— 無銭飲食等詐欺事犯者の実像 —

- ・中年層の男性
- ・就労-不安定・生活困窮等が背景
- ・同種前科多い
- ・住居-不安定
- ・被害額は低額

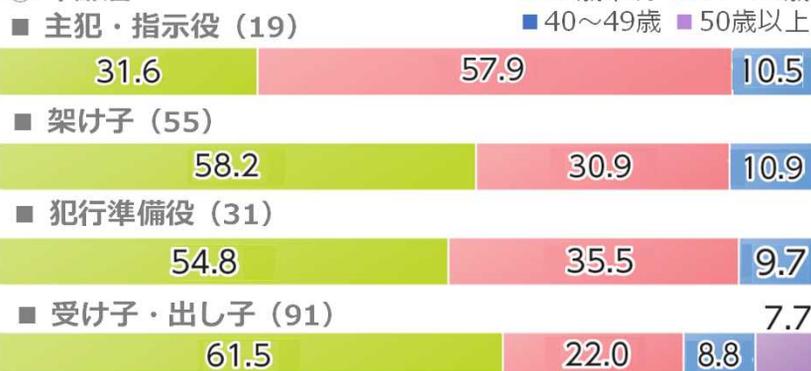
特殊詐欺事犯者 特殊詐欺の役割類型別人員等



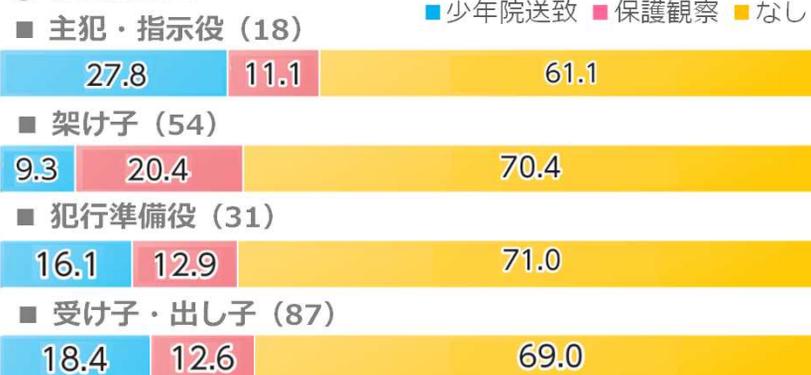
注 特殊詐欺の役割が不詳の者等を除く。

特殊詐欺事犯者 属性等別人員 (特殊詐欺の役割類型別)

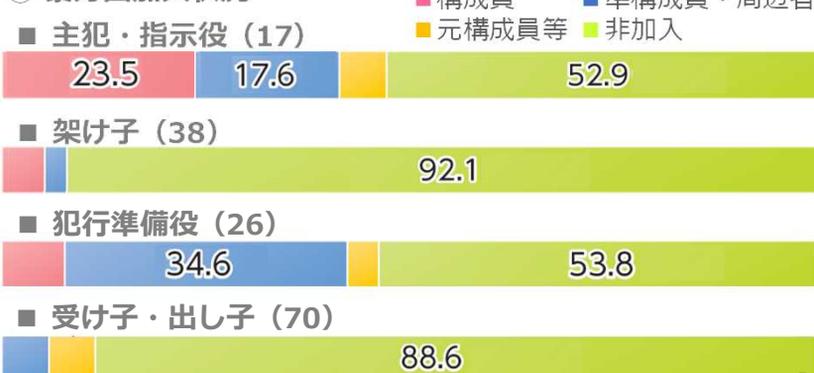
① 年齢層



② 保護処分歴



③ 暴力団加入状況



特殊詐欺の役割

- 次の3つの観点から類型化
 - ・ 「被害金の直接的な受取の有無」
 - ・ 「犯行への関与の在り方」
 - ・ 「犯行を指示する立場にあるか」
- 他に果たした役割
 - ・ 主犯又は指示役：リクルーターの役割を果たした者が多い (36.8%)
 - ・ 架け子, 出し子又は受け子：他に果たした役割がある者は少ない

- 役割分担による組織的な犯行
- 受け子・出し子が最も多い

年齢層 (犯行時)

主犯・指示役：30歳代の者が過半数
他の役割類型：30歳未満の者が過半数

就労状況 (判決時)

- 無職：架け子 (90.9%)
受け子・出し子 (67.8%)
主犯・指示役 (52.6%)
犯行準備役 (45.2%)

婚姻状況 (検挙時)

- 配偶者がいる者
全ての役割類型：10~20%台

保護処分歴 (検挙時)

- 保護処分歴を有する者
全ての役割類型：3割弱~4割弱
- 少年院送致歴を有する者
主犯・指示役：最も高い

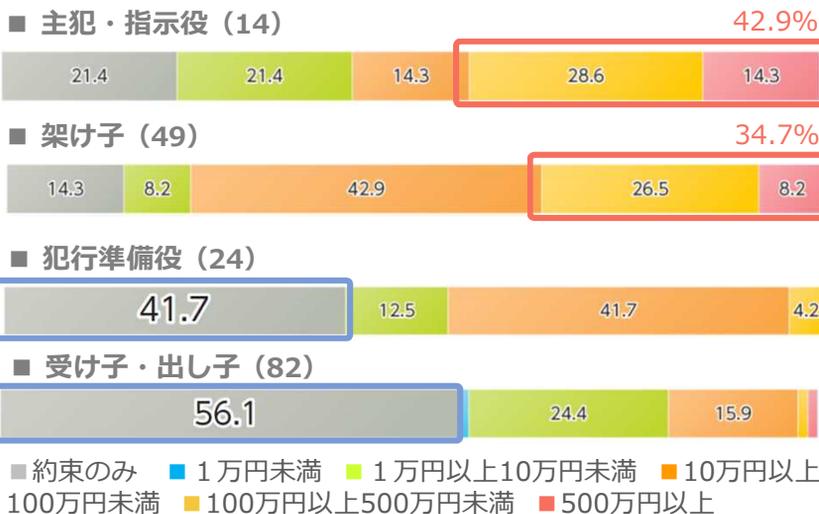
暴力団加入状況 (検挙時)

- 構成員, 元構成員又は準構成員等の合計
主犯・指示役, 犯行準備役：半分弱

- 特殊詐欺の撲滅に向けて -

- 受け子・出し子として犯罪組織へ参加する者の根絶
⇒ 「割に合う」犯罪ではないことの周知 (報酬額・科刑状況等)
- 暴力団が犯行を指示する立場に深く関与している実態
⇒ 暴力団対策法等を駆使した対策, 刑事施設における暴力団離脱指導等の重要性

特殊詐欺事犯者 報酬額別構成比 (特殊詐欺の役割類型別)



注 裁判書等の資料から読み取ることのできる最低金額。複数の事件がある場合は、各事件の報酬額の合計。

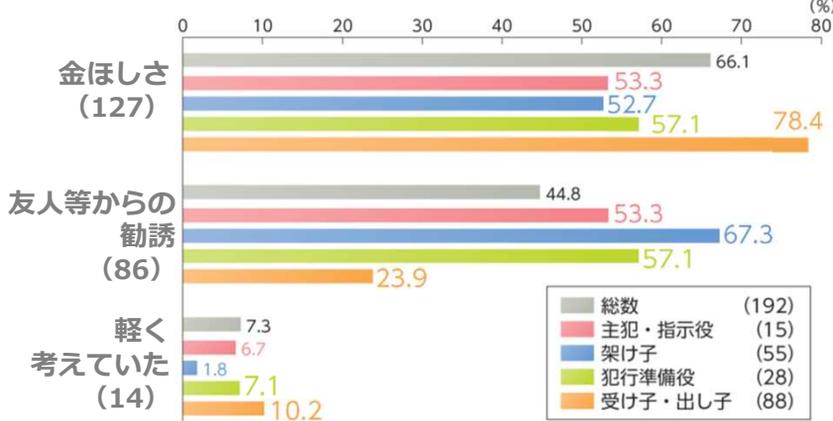
特殊詐欺の事件数

- 5件以上の者
 - 主犯・指示役 : 42.1%
 - 架け子 : 43.6%
- 1件の者
 - 犯行準備役 : 45.2%
 - 受け子・出し子 : 54.9%

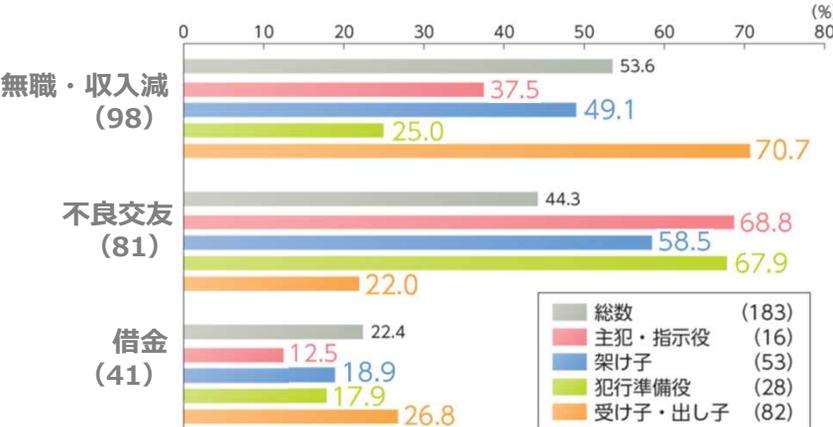
報酬の有無・報酬額

- 報酬あり：全ての役割類型で9割以上
- 100万円以上の報酬額
 - 主犯・指示役 : 42.9%
 - 架け子 : 34.7%
- 約束のみ（報酬を受け取っていない）
 - 犯行準備役 : 41.7%
 - 受け子・出し子 : 56.1%

特殊詐欺事犯者 犯行動機等(総数・特殊詐欺の役割類型別)



特殊詐欺事犯者 背景事情(総数・特殊詐欺の役割類型別)



注 犯行動機等、背景事情共に、各項目に該当した者の比率（重複計上）。上位3項目を掲載。

特殊詐欺事犯者 有期刑(懲役) 科刑状況別構成比



犯行動機・理由 ※それぞれ上位3項目

- 主犯・指示役
 - ① 金ほしさ
 - ① 友人等からの勧誘
 - ③ 所属組織の方針 (13.3%)
- 架け子
 - ① 友人等からの勧誘
 - ② 金ほしさ
 - ③ だまされた・脅された (7.3%)
- 犯行準備役
 - ① 金ほしさ
 - ① 友人等からの勧誘
 - ③ 軽く考えていた
 - ③ 所属組織の方針 (7.1%)
- 受け子・出し子
 - ① 金ほしさ
 - ② 友人等からの勧誘
 - ③ 軽く考えていた

背景事情 ※それぞれ上位3項目

- 主犯・指示役、架け子、犯行準備役
 - ① 不良交友
 - ② 無職・収入減
 - ③ 借金
- 受け子・出し子
 - ① 無職・収入減
 - ② 借金
 - ③ 不良交友

科刑状況

- 全部実刑の者の構成比
 - 主犯・指示役 (84.2%) が最も高い
 - 受け子・出し子は54.9%
 - (大半は、刑期が2年以上)

特性等を踏まえた処遇の充実

- 受け子・出し子：
 - 背景にある経済的事情の改善
 - ⇒ 勤労意欲や能力向上のための就労支援・職業訓練の実施
- 架け子：
 - 不良な交友関係からの離脱
 - ⇒ 保護処分段階から指導 (保護処分歴3割強)

特殊詐欺事件 被害者の年齢層別構成比

■ 総数 (339)

9 割弱



特殊詐欺事件 被害者の相談状況 (未遂事件)

■ 相談の有無 (100)



■ 相談した相手 (81)



注 「相談」は、被害者が、犯人グループからの連絡を受けてから金品を詐取されるまでの間に、連絡を受けた内容を誰かに話すことをいう。

被害者の年齢 (事件当時)

65歳以上の者：9 割弱

被害者の居住状況 (事件当時)

■ ①65~69歳の者, ②70歳以上の者
 単身居住：いずれも約3分の1
 配偶者のみと同居：①33.3%, ②25.5%

犯人からの接触状況

最初の連絡方法：固定電話 9 割弱

被害者の相談状況

■ 相談あり：既遂 15.7% < 未遂 81.0%
 ■ 同居していない家族・親族への相談：
 既遂 13.5% < 未遂 29.6%

— 被害を防止するための方策 —

- ・相談しやすい環境の確保
- ・金融機関等の事業者の取組の重要性
- ・固定電話の工夫 (通話内容の録音・警告アナウンス等)

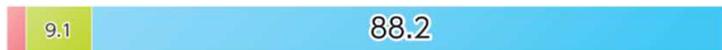
再犯に関する調査の結果

全対象者 再犯の有無別構成比 (犯行の手口別)

■ 特殊詐欺 (352)



■ 通帳等・携帯電話機の詐取 (186)



■ 無銭飲食等 (139)



■ 保険金詐欺 (132)



■ 詐欺再犯あり ■ その他再犯あり ■ 再犯なし

全対象者の再犯状況

- 詐欺再犯あり：特殊詐欺 2.8%, 無銭飲食等 30.2%
- 全部執行猶予者の累積再犯率 (判決言渡日から4年間)
 保護観察付全部執行猶予者：13か月まで急上昇
 無銭飲食等：2~13か月まで急上昇

全部執行猶予者の再犯調査の結果

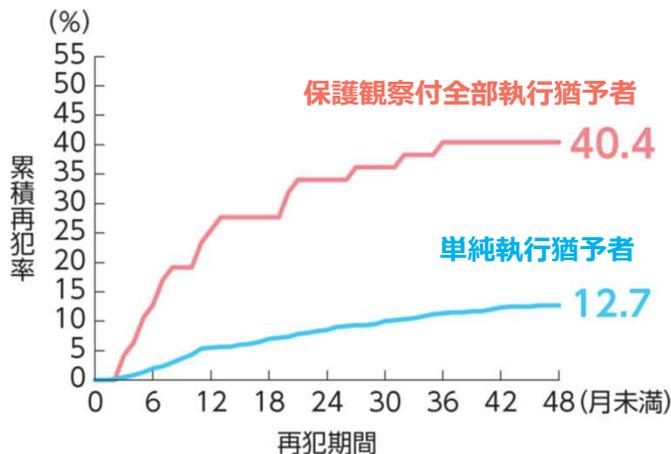
- 再犯の罪名：①窃盗 (32.1%) ②詐欺 (27.4%)
- 調査対象事件と再犯が同じ手口：無銭飲食等 (7人)
 ※ 対象者84人中、詐欺再犯23人 特殊詐欺 (3人)
- 再犯時の生活状況：住居なし 約2割, 無職 約7割

— 再犯防止に向けて —

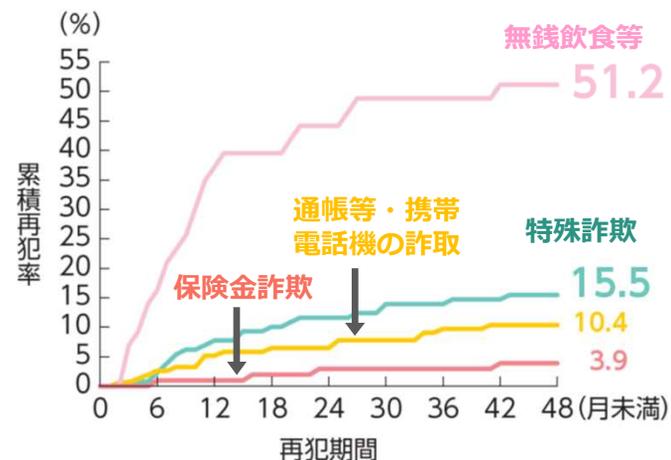
- 特殊詐欺：「再犯あり」は約1割。ただし、被害者への経済的・精神的被害は甚大
- 無銭飲食等：早期から安定した生活環境に向けた支援、生活態度に関する指導等が必要

全部執行猶予者 累積再犯率

■ 執行猶予の区分別



■ 犯行の手口別



注 「累積再犯率」は、各項目の実人員に占める、横軸の期間までに再犯のあった者の累積人員の比率。